

参与の推薦方法等の内規

- (1)参与の資格 幹事長・副幹事長・常任幹事・監事であった者。
- (2)推薦の方法 各部OB・OG会の同意を得た者で、常任幹事会の議を経て承認された者に限り、総会に推薦する。
- (3)参与の委嘱 総会に推薦された者は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- (4)その他
- 1．参与は本会の主催事業に出席することができる。但し、総会での議決権はない。オブザーバーとして出席できる。
 - 2．慶弔関係
慶弔規程に明記されている適用範囲とする。
但し、弔事の場合は慶弔規程第4条・第5条を適用する。
(この場合、本会の事務局に連絡のあったものに限る。)
 - 3．参与は常任幹事会の諮問に応じる。(会則第15条)
- (5)施行 2008年4月19日より施行する。

制定(総会) 2004年(平成16年)4月24日
一部改正(総会) 2007年(平成19年)5月19日
一部改正(総会) 2008年(平成20年)4月19日